



△我帝國は愈々東亞保全之爲、長期建設を日ざして新秩序を整へ邁進しなければならぬ時節となつた。夫故に土木工事の使命を荷へる吾人は此上にも業務上の智能を啓き認識を深かめ各自の立場に於て畢生の努力を盡し以て帝國の發展に貢献せねばならぬ。仍て新に「路政問答」なる欄を設け道路法、軌道法、自動車交通事業法、陸上交通事業調整法、土地收用法、水道條例、下水道法及之等の附屬又は關係法規に關する質疑は勿論事實に即して惹起せる疑義について慎重研究の上本誌上に其の解答を公にし以て廣く研究の資に供せんと欲する。庶幾は愛讀の諸彦は充分に本欄を利用せられんことを。(編輯主任)

本欄は直率の心構を以て路政に關する研究に資せんとする爲めに設けたる次第に付概念の遊戯に墮するが如きものは差控多可成實際上の處理に墮する疑義の質義に利用せられんことを望む

田口二郎

◎町村道と道路工夫の常置

問 各府縣には皆道路工夫があり道路の維持修繕に當つて居り、市にも之を置いてゐる様であるが、町村も亦、常に必ず之を置かねばならないか(〇町)。

答 道路管理者は道路維持修繕令(大正十年内務省令第一五條)の定むる處に從つて道路の維持修繕を爲さなければならぬ。而して其の第十四條には「道路ノ維持及修繕ノ爲道路工夫ヲ常置シ其ノ受持區域ヲ定メ服務セシムヘシ」と規定されてゐる。従つて道路工夫を常置しなければなら

ないことは國道、府縣道の管理者であると、市道の管理者であると將又町村道の管理者であるとに依つて異なるものではない。

然しながら、町村道に付て之を絶對的のものとするときは、町村財政に對して過重の負擔を強ふる結果となる虞があるから、同令第十六條は、町村道に付ては右第十四條の規定に「依ラサルコトヲ得」と定めてゐる。要するに町村道管理者なるべく道路工夫を常置すべきではあるが、都合に依つては必ずしも之を置かなくともよいのである。

◎道路に關する工事の爲必要を生じたる併用軌道移設費の負擔

問題 道路改築工事の爲併用軌道の移轉をする場合、之が移轉費用の負擔は假令軌道特許命令書に費用を負擔せしめ得べき該當條項なくとも、軌道建設規程第八條、第九條等の關係も有之道路管理者が附帶工事として施行せざる場合に於ても當然建設者に於て移轉すべき義務あるものとし

て、所謂道路法第四十一條の特別の理由あるものとして全額の費用を軌道建設者に負担せしめ得るものと認むるも如何（笠原）。

答 従來軌道建設規程に關しては二つの見解が對立してゐる。其の一は建設規程は軌道を建設する場合に於ける規準を示したものであるから、軌道經營者は自から軌道を建設せんとする場合に於てのみ、之を遵守するの義務を負担するものであると謂ふのであり、其の二は軌道經營者は建設のときばかりでなく其の後も常に建設規程に適合する状態を保持せしむるの義務を負ふものであると謂ふのである。

後者の見解に従へば御意見通りの結論となるのであるが、軌道經營者は建設規程に従つて軌道を建設したが其の後道路が擴築されて軌道が道路の中央を外れることとなり建設規程第八條に適合しない状態となつた様な場合に、常に軌道經營者の全額負擔に於て軌道を道路の中央に移設せねばならないとするならば、軌道經營者は自己の闘せざる外部的事情に因つて不測の出捐を餘儀なくされることとなり

り場合に依つては負擔の過重を來し事業經營の基礎を危殆ならしめる處がある。

従つて實際問題としては軌道經營者の營業狀態、工事費の多寡等諸般の事情を考慮して具體的に妥當な措置を探らねばならない。尙少し古い例ではあり、事件の性質も稍々異なるが、東京府知事の伺に對する土木局長の回答を掲げて御参考に供する。

東京府知事伺（大正九年七月三十一日）
申上土發第五二六號

管下荏原郡品川町地内國道第一號路跡改修工事施行ノ爲京濱電氣鐵道株式會社ノ品川地點ニ於ケル軌道工作物ヲ（別紙圖面ノ通り）移轉改築ヲ爲サシムル必要相生シ候而シテ是等ノ場合ニ於ケル工事ノ費用負擔方ニ付テハ道路法第四十一條ノ規定スル處ニ有之依テ會社トノ關係調査候處軌道敷設特許命令書第二十三條、第二十五條及第四十一條等ノ條項アルヲ以テ假リニ該條項カ道路法第四十一條ニ所謂特別ノ事由ニ該當スルモノトセハ右ノ命令條項ヲ適用シ軌道工作物ノ移轉改築ヲ命令スルニ於テハ其

ノ費用ハ當然會社ノ負擔トナルヘキ筋合ト被存候然レトヲ右ノ移轉改築ノ費用ハ頗ル多額ニ上ルヲ以テ其ノ全部ヲ會社ニ負擔セシムルハ會社ノ困難トル所ナルノミナラス該軌道敷ハ大部分專用軌道敷ニシテ道路工事ノ爲何等特殊ノ利益ヲ享受スルコトナキニ拘ラス會社ヲシテ全部ノ負擔ヲナサシムルハ酷ニ失スル嫌有之ニ付他ノ工作物移轉ノ例ニ準シ又ハ他ニ相當ノ標準ヲ設タル等會社トノ間ニ相當協議ノ上其ノ全部又ハ一部ヲ道路ニ關スル費用ノ中ヨリ支出スルコトニ取扱候方却テ妥當ト被存候へ共如何ニ可有之哉何分ノ御指揮相成度此段相伺候。

土木局長回答（大正十年一月三十一日）
九東土第二五一號

大正九年七月三十一日申上土發第五二六號ヲ以テ標記ノ件稟伺ノ處右軌道工作物ノ移轉ニ關シテハ軌道敷設特許ニ附シタル命令書ノ規定ニ依リ命令スルハ穩當ナラサル儀ト被認又道路法第四十一條ノ規定ヲ適用スヘキモノニ無之從テ本件ノ如キ新設軌道ニ在リテハ普通民有地ノ買收及地上物件ノ移轉ト同一ニ補償シ可然候。